

業務継続計画

児童発達支援・放課後等デイサービスにじのかけら

運営法人

ほうじんめい 法人名	ごうどうがいしゃりあん 合同会社リアン
だいひょうしゃ 代表者	だいひょうしゃいん せお きょうこ 代表社員 瀬尾 季陽子

事業所

ほうじんめい 法人名	ごうどうがいしゃりあん 合同会社リアン
だいひょうしゃ 代表者	だいひょうしゃいん せお きょうこ 代表社員 瀬尾 季陽子
しよざいち 所在地	かりやし の だしんまちにちようめ ばんち 刈谷市野田新町二丁目203番地2
だいひょうかんりしゃ 代表管理者	いのうえ えみ 井上 枝美
TEL/FAX	0566-68-5151

業務継続計画ガイドライン

合同会社リアン
児童発達支援・放課後等デイサービスにじのかけら

第一章 総則

目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）が事業所内で発生した場合においても事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

当事業所の社会的責任を全うするため、本計画に関する基本方針を以下のとおりとする

① 利用児童の安全確保	感染症等の集団発生にてクラスターが起きた場合、利用児童（以下児童）は重症化リスクの高い児童も在籍している事から深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能をできる限り維持し安全確保の上、命優先で行動する事とする。
③ 職員の安全確保	業務の特性上、指導員（職員）は一般企業と比べ感染リスクが高いことに留意して職員の生命や生活を維持しつつ感染防止に努める。

管理・監督

本計画に関する事項の管理、監督を原則、管理者と定め責任者を代表者とする。

第二章 平時の備えについて

体制整備 事前準備時の役割分担・代行者	代表者・管理者
業務継続対応に関する業務の統括	代表者
利用児童家族等への情報提供	管理者

情報の共有と連携について

報告ルールの確認 ・ 家族とのやり取りは管理者が行い責任者と共有。
その後、管理者より職員に周知する事。

報告先リストの作成 ・ 様式を問わず責任者の管理するところとする。

第三章 各種感染症に対する感染対策について

基本的な感染症対策の徹底としマスクの着用、手洗い・うがい・咳エチケットの励行 ・ 3密を避ける（密室、密閉、密集、ソーシャルディスタンス等）の徹底を周知し促します。

感染者が発生した場合には保護者等に電子媒体または口頭、電話等の方法でお知らせします。

職員に対して月に二回を目安とし行われる職員会議でマスク・手洗い等の感染症に対する事前教育を徹底します。

ハイリスクな職員（妊婦、慢性疾患等の基礎疾患）の把握をします。

インフルエンザ等の感染拡大の恐れがある感染症に対しワクチンの一部補助を致します。

事業所訪問者の記入徹底とし事業所を訪問する業者、見学者等の把握を支援日誌を通じて行います。

第四章 基準遵守と適正な運営について

・相談窓口の設置とし窓口を管理者（職員間の業務連絡用電子媒体の管理）とし制定する。

災害、感染拡大によるクラスター等により事業所が運営困難な状況となった場合、以下の段階に分け事業所が円滑に運営できるよう努めます。

業務1：継続業務

・優先的に継続する業務・通常と同様に継続すべき業務の精査を速やかに管理者と責任者にて協議し、職員に周知する事とする。

業務2：追加業務

・感染予防、感染拡大防止の観点から新たに発生する業務の精査を速やかに管理者と責任者にて協議し、職員に周知する事とする。

業務3：削減業務

・規模、頻度を減らす業務の中で出勤日数の調整を行う場合がある。

運営困難な状況となった場合には以上の業務を遂行し、それでも尚、改善されない場合には止むを得ず業務を休止する事とする。

BCP（事業継続計画、Business Continuity Plan）の共有

計画通り職員が行動できるようにする為、常日頃から事業継続計画を職員会議等を通じ、職員間で共有し、計画した BCP に漏れや改善点がないかを確認し、通常業務におけるリスクマネジメントの徹底を図る事とする。

BCP の内容に関する職員研修会を実施し、BCP のポイントを説明する機会を設ける事とする。

経営陣（代表者・責任者）が「会社をあげて BCP を重要視している」という姿勢を見せる事が重要である。

BCP の検証・見直しをこちらも職員会議等を利用し確認する事とする。

第五章 業務継続計画および健全な運営に係る体制について

前章に掲げた想定される事項が起きた場合、または想定外の事案が発生し運営が困難となった場合には代表者と責任者の二名にて早急な対策本部を立ち上げる事とする。

保護者、責任者からの質問事項その他すべての問い合わせ窓口を管理者とし、全ての内容を両方で共有できるようにする事と定める。

令和4年11月1日制定